

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師に係る  
療養費の支払方法の変更について（お知らせ）

厚生労働省からの通知により、健康保険における「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師」の施術を受けた場合の療養費の支払方法について、現在、当健康保険組合で行っております「代理受領払い」の取扱いが廃止されました。

廃止後の取扱いにつきましては、「償還払い」または「受領委任払い」のいずれかの支払方法を健康保険組合ごとに決定することとされております。

このたび、平成31年2月4日に開催の第112回組合会において、

**平成31年4月施術分より「代理受領払い」から「償還払い」  
に支払方法を変更する**ことが決定されましたのでお知らせいたします。

なお、平成31年4月以降に「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師」の施術を受けた場合の療養費を申請される場合、当健康保険組合にお連絡いただければ、「療養費支給申請書」等の必要な書類をお送りいたします。

兵庫自動車販売店健康保険組合  
078-453-3211